

静岡市建設工事に係る着手日選択制度実施要領

1. 趣旨

この要領は、静岡市が発注する建設工事において、発注者が設定した着手日選択期間内で、受注者が着手日（工事始期日）を選択して契約を締結することができる制度（以下「着手日選択制度」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 対象工事

すべての工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は原則対象外とし、年度をまたぐ工事については、契約課との協議により合意を得ることとする。

- （１） 緊急性のある工事
- （２） 竣工又は供用開始日が定められている工事
- （３） 発注後の状況により、完成工期が完成予定年度を超える可能性がある工事
- （４） ４月～６月の契約を見込み発注する工事

3. 着手期限日及び着手日選択期間

- （１） 着手期限日は、該当工事に係る開札日から、原則として 30 日以上 90 日以内とする。
- （２） 発注者は、着手期限日を設定し、入札公告等に記載しなければならない。
- （３） 受注者は、着手日選択期間内（契約締結後）で、任意の日を着手日として定めるものとする。なお、着手日を定めるにあたり、着手日及び完成日が静岡市の休日定める条例第 1 条に規定する市の機関の休日とならないようにすること。
- （４） 受注者は、請負契約締結前に着手日を着手日通知書（様式第 1 号）により発注者に通知しなければならない。
- （５） 建設工事請負契約書の着手日は、受注者が選択した着手日を記載するものとする。

4. 前払金の取扱い

対象工事に係る前払金は、着手日以降に支払を請求することができる。

5. 着手日前の取扱い

- （１） 契約日から着手日の前日までの期間における当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
- （２） 契約日から着手日の前日までの期間には、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

6. 技術者の取扱い

契約日から着手日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を

配置することを要しない。

7. 経費の負担

着手日を選択したことにより経費が生じる場合は、受注者がこれを負担するものとする。

8. 契約の保証

この工事の契約保証期間は、契約日から完成日までを対象とする保証とする。

9. 請負契約書の特約条件

請負契約書には、特に定めた契約条件（様式第2号）を添付するものとする。

10. その他

この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号)

着 手 日 通 知 書

(着手日選択制度用)

年 月 日

(宛先) 発注者

住 所
受注者 名 称
氏 名

次のとおり着手日（工事始期日）を定めたので通知します。

なお、本工事に係る前払金を請求する場合は、着手日以降に請求を行うこと、及び着手日を選択したことにより経費が生じた場合は、受注者が負担することに同意します。

工事名	
工事場所	
契約年月日（予定）	年 月 日
着手日	年 月 日（ 曜日）
工期（予定）	着手日 ～ 年 月 日（ 曜日） (標準工期 日間)

(様式第 2 号)

特に定めた契約条件

- 1 この工事は「静岡市建設工事に係る着手日選択制度実施要領」の対象工事とする。
- 2 この工事は、落札決定後、契約締結前に受注者が提出した「着手日通知書」(様式第 1 号)に記載された着手日(以下同じ。)より前に着手することはできない。
なお、着手日とは、工事始期日をいい、工事現場における施工開始日とは異なる。
- 3 この工事の契約において、静岡市建設工事請負契約約款第 3 条第 1 項及び第 4 項の「この契約締結の日から 14 日以内」と同第 10 条第 1 項の「請負契約締結の日から 14 日以内」を「着手日以降 14 日以内」と読み替えるものとする。
また静岡市建設工事共通仕様書第 1 編共通編 1-1-7 の 1 の「契約後(契約日含まず)」は「着手日後(着手日含む)」とする。
- 4 この工事の契約において、受注者が、静岡市建設工事請負契約約款第 35 条に規定する前払金を請求する場合は、着手日以降とする。
- 5 この工事の契約保証期間は、契約日から完成日までを対象とする保証とする。